

MY 企業年金通信

No. 2017-06

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 TEL : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【制度関連】確定給付企業年金のガバナンスの見直し (平成 30 年 4 月施行)	厚生基金	DB	DC	その他

ポイント

- 確定給付企業年金のガバナンスの見直しについて、2017 年 11 月 8 日付で確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が公布された他、関係通知等が発出されました。
- 確定給付企業年金のガバナンス見直し（大きく 3 点）につき、概要を説明します。
 - （1）「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化
 - （2）「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し
 - （3）「総合型基金の代議員選任のあり方」の見直し

※本資料は厚生労働省HP「確定給付企業年金制度の主な改正(平成 30 年 4 月 1 日施行)」の掲載資料をもとに作成

1. 経緯等

社会保障審議会企業年金部会（以下、「企業年金部会」）では、2015 年 1 月 16 日に開催された第 15 回企業年金部会にて、企業年金のガバナンスの確保が行なわれることが必要とされました。これを受け、企業年金部会では確定給付企業年金（以下、「DB」）のガバナンスの見直しについて継続的に審議し、2017 年 6 月 30 日に開催された第 19 回企業年金部会にて、ようやく DB のガバナンスの見直しの方向性が承認され、2018 年 4 月 1 日を施行日とする改正案が 9 月 15 日付でパブリックコメント（以下、パブコメ）に付されました。

同パブコメに対しては、その施行・適用時期について、企業年金基金や業界団体等から経過措置等を求める意見が多数提出されたことを踏まえて、総合型基金の代議員数に関する改正等は 2018 年 10 月 1 日以降に新設される企業年金基金または代議員の任期満了時の選定を行なう企業年金基金から当該改正が適用される旨、当初案から修正されました。

一方、その他の箇所は、『基本方針及び政策的資産構成割合の策定、運用ガイドラインの変更、資産運用委員会の設置に係る施行時期については、準備期間を考慮して、平成 30 年 4 月 1 日施行としていますので、施行時に対応できるように準備をお願いします。』（パブコメに寄せられた意見に対する回答）とされ、原案どおり、2018 年 4 月 1 日付施行（改正適用）となりました。

2. DB のガバナンスの見直しの概要について

(1) 「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化【時期：2018 年 4 月 1 日～】

従来、企業年金基金及び加入者 300 人以上等の一定要件を満たした規約型企业年金のみに対し策定義務が課されていた「運用の基本方針」については、すべての DB に対し策定が**義務化されました**(受託保証型 DB を除く)。

また、これまで努力義務にとどまっていた「政策的資産構成割合」についても、すべての DB に対し策定が義務化されました(受託保証型 DB を除く)。

当該改正に伴い、厚生局あてに提出する事業報告書(様式 C6)や DB 監査資料への政策的資産構成割合の記入・運用の基本方針の添付等が必須化される可能性があり、対応が必要です

(2) ガイドラインの見直し【時期：2018 年 4 月 1 日～】(詳細は、後述「補足 1」参照)

DB において、より安定的な運用を行なうため、資産運用管理体制の強化等を図る観点から「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」(平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号)が改正されました。

同ガイドラインの見直しを受けて、今後、**運用の基本方針等の改正が必要です**

- ① 分散投資(集中投資)に関する事項
- ② オルタナティブ投資を行なう場合の取扱い
- ③ 運用受託機関の選任・契約締結における運用受託機関の定性評価・定量評価の基準
- ④ 運用受託機関の管理
- ⑤ 運用コンサルタント等の利用について、運用コンサルタント等の要件
- ⑥ 資産運用委員会の設置(資産規模 100 億円以上の DB に設置義務付け)
- ⑦ 基金における代議員会への報告内容の追加
- ⑧ 加入者等への業務概況の周知の追加

(3) 総合型基金の代議員選任のあり方【時期：2018 年 10 月 1 日以降の基金の設立時または代議員の任期満了時～】(詳細は、後述「補足 2」参照)

総合型基金に内在する問題点について、これまでの企業年金部会で集中的に議論が行なわれ、一定の要件を満たさない**総合型基金**(2 以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同して実施する基金型企业年金(当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密である場合等を除く))に**対する代議員の選任方法が定められました**。

(補足１) ガイドラインの見直し

(１) 背景等

ガイドラインは、現行法のもとで資産運用関係者に課されている善管注意義務、忠実義務について、業務を行なう場面を想定して具体的な行動指針を示したものです。ガイドラインは、2002年３月の制定後、2007年９月の一部改正はあったものの実質的な変更は行なわれていませんでしたが、今般、厚生年金基金の資産運用ルールを参考に、日本版スチュワードシップ・コードへの対応等今日的な観点も加え、見直しが行なわれたものです。

(２) ガイドラインの見直しの具体的内容

項目	内容
分散投資	○分散投資（集中投資）に関する事項が盛り込まれました
	・ 分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合には、当該合理的理由を運用の基本方針に定めるとともに、事業主にとっては加入者に、理事長等にとっては加入者及び事業主に周知しなければならない
	・ 特定の運用受託機関に対する資産の委託が資産全体から見て過度に集中しないよう、集中投資に関する方針を定めなければならない
	・ ①～③のいずれかの合理的理由がある場合には、当該集中投資に関する方針にかかわらず、特定の運用受託機関に資産運用を委託できる旨定めることができる ①複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品等に投資する場合 ②生命保険一般勘定契約等元本確保型の資産に投資する場合 ③その他合理的理由がある場合
オルタナティブ投資	○オルタナティブ投資を行なう場合の取扱いが盛り込まれ、運用の基本方針にその位置付け等を定めなければいけないことや、運用受託機関の選任及び商品選択等についての留意事項が規定されました
	・ オルタナティブ投資を行なう場合、①～③の事項を運用の基本方針に定めなければならない ①当該オルタナティブ投資を行なう目的 ②政策的資産構成割合における当該オルタナティブ投資の位置付けとその割合 ③当該オルタナティブ投資に固有のリスクに関する留意事項
	・ オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任にあたっては、①、②に留意しなければならない ①当該運用受託機関の組織体制に関する事項 ②当該運用受託機関の財務状況等に関する事項
	・ オルタナティブ投資に係る運用受託機関が用いる投資戦略については、運用受託機関に対し、当該運用戦略の内容等について説明を求め、その内容を確認しなければならない
運用受託機関の選任・契約締結	○運用受託機関の選任・契約締結における運用受託機関の定性評価・定量評価の基準について、具体例が追加されました。また、「内部統制の保証報告書」、「グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）」が望ましい評価項目として追加されました
	・ 運用受託機関の日本版スチュワードシップ・コードの受け入れやその取組みの状況、ESG（環境、社会、ガバナンス）に対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましい
	・ （生命保険一般勘定契約等を除き）運用受託機関及び資産管理機関の選任にあたっては、その受託する業務に係る内部統制の保証報告書等の保証業務提供を受けていることを定性評価項目とすることが望ましい
	・ 運用受託機関の選任の際に理事等（事業主及び基金の理事）がヒアリングを行なう場合には、投資判断を行なうファンド・マネジャーや運用コンサルタント等に対するヒアリングを含めることが望ましい

項目	内容
(続) 運用受託 機関の 選任・契約 締結	・ 定量評価の際に提示を受ける収益率及びリスクは、GIPS になじまない商品を除き GIPS に準拠し検証を受けたものなど一定の合理的な方法に基づいて計算され管理されているものであることが望ましい ・ アクティブ運用においては、例えばインフォメーションレシオ等の指標にも留意しなければならない ・ 短期の収益率に著しい問題がある場合を除き、一定期間（例えば、3 年以上）の実績（実績がない場合にあっては、バックテスト）を評価することが望ましい ・ 定性評価項目として①～⑥のような具体例が考えられる ①投資方針、②組織及び人材 ③運用プロセス、④事務処理体制 ⑤リスク管理体制、⑥コンプライアンス
運用受託 機関の管理	○運用受託機関の管理について、具体例等が追加されました ・ 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に、利益相反についての明確な方針の策定と公表等の取組みを求めることが望ましい ・ 運用状況の報告について、四半期での報告などより高い頻度で報告を求めることが望ましい ・ 運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行なった行動（議決権行使を含む）の実績について報告を受けることが望ましい
運用 コンサル タント等	○運用コンサルタント等の利用について、運用コンサルタント等の要件が定められました ・ 事業主等が契約を締結する運用コンサルタント等は金融商品取引法第 29 条の規定による投資助言・代理業を行なう者として登録を受けているものでなければならない ・ 事業主等は、運用コンサルタント等と契約を締結する際には、当該運用コンサルタント等の運用機関との契約関係の有無を確認しなければならない
資産運用 委員会	○資産運用委員会については、今後設置を促進していく必要があるが、事業主等の負荷を鑑み、まずは資産規模 100 億円以上の DB に設置が義務付けられました ・ 運用に係る資産の額が 100 億円以上である場合には、資産運用委員会を設置しなければならない（資産運用委員会については、同様の機能、要件を満たしていれば他の名称でも可） ・ 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、事業主等は当該議事の概要について、加入者に周知しなければならない。また、理事長等は、当該議事の状況その他の情報について直近の代議員会に報告しなければならない
代議員会 への 報告内容	○基金における代議員会への報告内容について、具体例が追加されました ・ 追加された具体例は以下のとおり ①運用受託機関の選任状況、②運用受託機関の評価結果 ③運用受託機関のリスク管理状況、④運用結果項目に「リスク」を追加 ⑤運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告 ⑥基金の管理運用体制の状況 ⑦資産運用委員会における議事の状況その他の情報
加入者等 への 業務概況 の周知	○加入者等への業務概況の周知について、以下の事項が追加されました ・ 資産運用委員会を設置している場合にはその議事の概要等 ・ 事業主等は運用受託機関から、その運用受託機関が行なったスチュワードシップ活動に対し報告を受けた場合には、当該報告についても、加入者に対し周知することが望ましい ・ 事業主は、企業の退職金制度の全体像及びその中での当該 DB の位置付けを解説すること等も考えられる

項目	内容
管理運用業務に関する情報開示の留意点	・ 理事等は、代議員会への報告、加入者等への業務概況の周知、基金から基金型事業主への情報提供についての報告、周知また情報提供を行なうにあたっては、できる限り平易な表現を用いなければならない

〔補足2〕 総合型基金の代議員選任のあり方

総合型基金及び企業年金基金については、以下の（１）～（２）の改正が実施されます。

（１）総合型基金における選定代議員の選定にかかる規制について

一定の要件（注１）を満たさない総合型基金については、2018年10月1日以降の基金の設立時または代議員の任期満了時の選定以降、①選定代議員の数を事業主の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50）以上（注２）とする、②選定の方法はすべての事業主が選定方法に携わる方法によるものとするとの規制が適用されます。

＜選定の方法＞

選定代議員の選定の都度、すべての事業主により選定を行なうこととし、その選定方法は

- ①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法
- ②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法

のいずれかを基本とし、①及び②を希望しない事業主は選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任しなければならないとされています。

（注１）総合型基金においては、実施事業所の事業主の9割以上が所属する当該基金以外の組織体（法令に根拠のある組織体に限る）であって以下の①～③までの要件のいずれにも該当するものが存在する場合

- ①当該組織体は、その構成員である事業主に対して基金への加入を義務付けまたは推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる
- ②基金における方針決定の手續に先だて、当該組織体は、基金の運営方針（基金の実施及び解散、給付設計、掛金及び資産運用に関する方針）を組織決定している
- ③当該組織体は、基金の運営状況について定期的（四半期に1回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規程・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる

（注２）10分の1を乗じ、1人未満を切り上げた数以上の選定代議員が必要

（２）企業年金基金の組織及び運営に関する事項

企業年金基金の組織及び運営に関する事項について、以下のことが定められました。

- ・ 代議員の定数は6人以上であること
- ・ 選定代議員の選出手続きについても（互選代議員の選出手続きと同様）、あらかじめ規程を設けるなど明確化されていること
- ・ 代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めたすべての事業主への情報提供を適切に行なうこと

3. 規約例の改正について

DB のガバナンスの見直しを受けて DB の規約例が改正されています。同改正により、原則ほぼすべての DB 制度でなんらかの規約変更が必要となる可能性が高いと思われます。

なお、現在「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定を努力義務と規約に規程している DB において、今回の改正に伴いこれらの策定を義務とする内容の規約変更を行なう場合には、規約変更の承認の申請及び届出は不要とされています。

<規約例の主な改正点>

対象		改正された規約例について見出しを（ ）で記載しています
基金型	規約型	
○	○	(政策的資産構成割合) 努力義務⇒必須になったことに伴い記載ぶりを改める
—	○	(基本方針を定めることを要しない場合) 受託保証型 DB 以外は策定義務となったことにともない削除
○	—	(代議員及び代議員会)(代議員の招集手続) テレビ会議システムを用いて代議員会を行なう場合には変更が必要
○	—	(選定代議員の選定) 選定代議員の選定方法について明確化することが必要
○	—	(定足数) 書面をもって、議決権等を行使できる場合には変更が必要
○	—	(会議録) テレビ会議システムの利用や書面による議決権等行使の場合には変更が必要

4. 最後に

今般の DB のガバナンスの見直しを受けた対応を実施していくうえで、明確に時期を意識いただく必要があるのは、主に次の 2 点ですので、ご注意ください。

- (1) すべての DB で、2018 年 4 月 1 日までに「運用の基本方針」「政策的資産構成割合」の策定が必要になります(受託保証型 DB を除く)。
- (3) 一定要件を満たさない総合型基金については、2018 年 10 月 1 日以降の代議員の任期満了時の選任の際には、選定代議員の選定にかかる規制が適用されます。

2018 年 4 月以降に実施される厚生局の監査では、企業年金基金だけでなく規約型企业年金にも本件の対応内容がチェックされることも予想されますので、ご注意ください。

今回の改正に関してご不明な点がある場合には、当社の営業担当者あてにご連絡ください。

このたび厚生労働省から発出された通知等の詳細については、次の URL をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000182480.html>

以 上